

令和6年度第2回茨城県図書館協議会 議事録

1 開催日時等

- (1) 日 時 令和6年11月22日（金） 15:00～17:00
(2) 会 場 茨城県立図書館 会議室1・2
(3) 出席者 協議会委員：池内委員長、鷺田副委員長、川又委員、堀野辺委員、
大橋委員、木滝委員、川野邊委員
生涯学習課：熊田副参事、大森係長
県立図書館：小田部館長、木村副参事兼副館長兼企画管理課長、
茂木主査兼情報資料課長、武田主査兼館内サービス課長、
杉本主査兼普及課長、重藤情報資料課主査、矢澤館内サービス
課主査、鯉淵普及課係長、栗原企画管理課主査

2 協議会内容

(1) あいさつ等

- ・小田部館長あいさつ
- ・池内委員長あいさつ
- ・定足数報告、日程説明（進行）

(2) 報告

- ・令和6年度利用実績等について（中間報告）…事務局から以下について説明
10月末までの開館日数は昨年度より6日多くなっている。例年の9月図書整理期間を
1月のシステム更新期間にまわしているため。
1日当たりの来館者数は増えている。貸出数はほぼ横ばい。等

- ・県立図書館における延滞者への対応について…生涯学習課より説明
今回の見直しの経緯
現状：90日超えて延滞→新規貸出停止
3か月延滞の間に貸出上限に達していなければ通常貸出できていた。

2段階の見直し

令和7年2月1日からの運用を予定している。

来年のシステム更新にあわせて実施できればと考えている。

- ① 貸出停止までの日数の短縮 90日→30日
- ② 30日延滞を超えると、返却しない限り新規貸出停止

60日延滞すると、その資料を返却しても100日間貸出停止。

ペナルティを与えることが目的ではなく、利用したい人がスムーズに利用できるよう
にするため。

※返却できない個別の事情がある場合は、措置対象外。

いろいろな広報の手段をとりながら県民への周知を図っていく。

(事務局)

令和6年度の県立図書館の利用実績等及び県立図書館における延滞者への対応について説明した。何かご質問、意見はあるか。

(G委員)

借りて返さない人は当然いるだろうと思っていた。しかし、こんなに返さなくとも何も督促されない期間が長かったのかと思った。返していない人に、30日の間に、もう1回借りに来ることがあれば、「まだ返していないですよね」と声掛けしたりするのか。

(事務局)

返却に来ても返していない本が残っているとき、システムの画面を見て、「〇点貸出が残っているので、すみやかに返却するように」職員が声掛けをするようにしている。それでも返してくれない人はいる。

(G委員)

30日経っていなければ、借りられると理解してよいか。

(事務局)

その期間は貸出可能である。

(事務局)

貸出停止については、権利の制限ということなので、本来は、本人に「制限する」と通知をしないといけないと考えたが、他県の対応はバラバラであった。

神奈川県は、7日過ぎたら貸出停止を行う。通知は出さずに、広報で周知しているとして貸出停止としている。

しかし、本県では、そこは疑義が生ずるので、もう少し期間を設けた方がよいと30日とした。関東近県は30日が多く、大まかな目安とした。

利用者は、返却期限が2週間なので、借りて2週間、また2週間延滞して、2回目くらいでは返却してもらえるよう30日という目安を設けた。制度改正して、それでも延滞が減らないようであれば厳しくすることも検討しなければならないと思う。

(生涯学習課)

今まで90日だったが、今度から30日ですよという、短縮されることになったことについて、利用者には意識づけにしてもらいたいと思っている。

(C委員)

全員が同じ感じで、「県民がやっていることだから」と、優しい判断である気がする。

レンタルビデオ店をやったことがあるが、3か月延滞したらペナルティは強烈である。ビデオ1本2万円で買えるところ、3か月延滞したら、6万5千円とかの金額を付している。ツタヤとの連合で、相当厳しくやっている。なぜなら、ビデオはあくまでも人のものである。貸出が出来なければ機会ロスを起こす。どうでもよい作品ならいいらうが、良い作品は、他のお客様

に迷惑をかけるため、返却されなければ、また購入するしかない。

2週間後に来るというと、ヘビーユーザー的なものを対象に考えるが、本当にそうかと思う。
ヘビーユーザーは悪さはしない。

何で縛るのか。最初で最後ではない気がする。もう少し厳しくしないと戦いようがない。

ビジネス業界に強い弁護士等に相談するのもよいのではないか。民間のビジネスは県の仕組みとは違う。県のやり方は優しいと思った。

1週間でストップはある意味正しいと思う。神奈川県は正しいと思う。

(事務局)

厳罰にするべきなのか、うっかりミスをどれだけ減らすかという部分があると思う。

今は90日で貸出停止であるが、うっかりミスか、通知がないので忘れているのか、

今でも90日で返却延滞は減っている。通知すれば返却して延滞数が減る。それぞれ短くしてやってみようと考えている。

現状で90日後の通知だと、行方不明の者が半数以上になってしまっている。ほとんどコンタクトがとれない状態で、所在不明、転居先不明でハガキが戻ってきててしまう。もう少し前倒しすることで所在がつかめるのかなと思う。

1回目の改正は、およそ10年前 180日→90日

2回目 90日→30日 加えて、返却後から新規貸出停止100日間に。

大阪府では、50日全国でも一番長い。全国でも大阪が一番厳しい。

県民に周知をして、なるべく早く返してもらえるように、まずやってみようと思う。

それでも駄目なら、考え方直すことも必要である。

(生涯学習課)

レンタルビデオ屋さんから借りるというのは、いわゆる民法、民事で、借りる・貸す側との契約関係で貸し借りを行う行為である。

公立図書館の場合は、住民に利用していただくことを前提とした公の機関として位置づけられている。県民、国民の知る権利の担保であったり、いろいろな余暇活動を確保する、利用してもらうための前提だった施設が、図書等を利用していくサービスの一環として織り込まれている施設であると考えたときに、なるべく利用する側にとって利用しにくくなるような手法は、あまり過度になりすぎるのは抑えた形にせざるを得ない。借りてもらってこそ価値がある、ということを前提とした制度の検討であるというところはご理解いただきたい。

(F委員)

90日は長いと思う。

例えば、借りていても、自宅の本の間に入つて忘れてしまうということもたまにある。

通知が来て初めてわかる人もいる。

新刊書を借りた人が忘れてしまうと、次の人が待ち、その次の人も待ち、返却までに余裕を持たせると1年、2年と待つことになってしまう。

督促までの期限を短くすることは賛成である。

90日は甘やかしすぎであると思う。窓口に来ても、1週間でも遅れていれば、まず窓口で「遅れていますよ」と伝えることが大事である。

(G 委員)

延滞の割合は、D V D、新刊書等、どれくらいの割合で多いのかなと思う。3年を超すと相当数あるのかなと思う。

(事務局)

3年過ぎると除籍扱いになる。不明本も3年までは督促をする。予約があるものは、メール等で通知を出している。なるべくメールの登録をしてもらい、メールで通知を出したいと思うが、中にはスマホやパソコンが不得手の人もいるので、すべての人のメールアドレスを聞くのは困難である。

(G 委員)

窓口で、メールの登録をどんどんお願ひすればよいのではないか。

(事務局)

5年ごとの更新時期にメールの登録がない人にはできるだけお願ひしている。ただし、利用者の年齢層は広いので、「パソコンやっていない」という人もおり、利用者全員にメール登録をお願いするのは困難。

(G 委員)

貸出は、D V Dと図書ではどちらが多いのか。

(事務局)

全般的に、どちらでも借りていく。図書が多い、D V Dが多いということは別にない。

(3) 議事：令和7年度以降図書館評価（指標）について（事務局から説明）

- ・茨城県立図書館 評価指標（令和4年度～6年度）
- ・茨城県立図書館 評価指標（令和7年度～9年度）（案）
- ・茨城県立図書館 評価指標（令和7年度～9年度）（案）と運営方針等との関連

根拠として図書館法第七条の三があり、「図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」となっている。

また、文部科学省告示の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」があり、その中で、「そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともにこれらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない」とされている。図書館でも運営の状況について、評価指標を設け、数値目標を設定して達成に向けて計画的に評価を行っている。

現在の令和4年度から6年度までの指標で評価を行っている。現行では20の指標で評価を

行なっている。この指標での評価は令和6年度で終了となる。そのため、今後、令和7年度から9年度までの3年間について図書館を評価する新たな指標を定めていく必要がある。

資料として、令和4年度から6年度までの現行の評価指標、令和7年度から9年度までの評価指標案、令和7年度から9年度までの評価指標案と運営方針等との関連について添付している。新しい指標案は24項目を考えている。検討をよろしくお願ひしたい。

○協議 進行：A委員

(A委員)

事務局から現状の図書館評価と令和7年度以降の7年度、8年度、9年度3か年の図書館評価(指標) (案)について説明があった。何か質問、意見はあるか。

(G委員)

図書館サービスの利用状況の部分で「県民参加型の講座、イベント等の定員に対する参加割合」についてが指標となっているが、それでいいのではないかと思う。イベントについて、これ以上の数を行うのは無理ではないかと思っていた。全て工夫してやっている。回数より質と、いろいろな方面的イベントをやっているので良いと思う。

周知について、来館しない人、SNSをフォローしない人にどうやって周知するのか、ネットになっていると思う。今は、学校等で、保護者にメールシステムで周知していたり、教育委員会を通じて各小中学校にメール配信する形で周知したりしている。今はチラシの時代ではなく、保護者にメールで連絡する仕組みがあると子どもや保護者に伝わる。聞きに行きたい、見に行きたいということが起こるのではないか。

(事務局)

毎週のようにイベントを行い、お客様に来ていただいている。イベントの質については、来年度も高めていきたいと考えている。チラシ配布や県の広報に依頼したりと行っているが、メールの件は、可能であればトライしていきたいと考える。

(G委員)

市町村自治体と周知、広報は共有できたりするのか。

水戸市では、何かあるとラインで情報が入ってくる。

少年の主張大会等は、録音したものをラインにアップし、QRコードで各市民に広報したりしている。

近隣の市町村で広報してもらえるようにしたら、SNSをフォローしないと伝わらないことがこんなにもあるのかと、情報が入ってくる。いろいろなところで、ラインを使っている市町村は多い。これからラインを使った広報も考えていくとよいのではないか。

(事務局)

市町村への広報は、県全体を通して行っている。

(G委員)

水戸市の市報は、月2回から1回に減り、載せてもらいたいイベントが取り合いになっている。ラインだと、こういうイベントがありますよと入ってくるのでよいと思う。

(E委員)

子どもがバスケットやっている。茨城ロボッツは、那珂市を重点的に招待してくれたりしている。県でも、「今日は○○市の日」「○○市の月」ですよ等と決めてみてはどうか。○○市の日という言葉が心にひつかかる。全部の市町村ではなく、今月は○○のようにすると、遠いけど足を運んでみようかなと思うのではないか。興味を持つことを作り、心にひつかかるフックを作つてみるのはいいと思う。

(B委員)

つくば市を中心に活動をしている。市の図書館協議会に参加している。

よく言われるのが、立地による利用のしやすさの違いについてであり、それを課題として検討していく必要性である。

指標の中で、「県域全体へのサービスで遠隔地貸出サービス利用者数」があげられているが、このようなことをしてもらえると県内外問わず誰もが立地に関係なく利用できると思う。

図書館の利用に障害のある方へのサービスで「オンライン対面朗読実施回数」が指標となっているが、水戸市の住民でなくても、オンラインを利用して対面朗読に参加できる仕組みになると良いと思う。さらに県域全体のサービスの推進となつてほしい。

これからアンケートを実施すると思うが、総合的な集計だけでなく、エリアごとの数値、参加者の割合等も出していくとわかることがあるのではないか。例えば、職員研修等で遠いと行きづらく、あるいはオンラインになつてしまふと聞く。近くで対面での研修があると参加しやすく、その後も近くの図書館の人と連絡がとりあえ、先進的事例があつた時にも学びあえる。研修等は対面にこしたことはないと思う。

エリアでの差異があるのかどうか調べて、課題としてあるのであれば、県立図書館分館をどこかにつくるのはどうかという声があり、あるいは、文化施設か教育施設の中に県立図書館のサービスを受けられるような仕組みづくりを検討する等、ぜひ調査を進めてほしい。

(A委員)

意見は指標に何か視点をということではないか

(B委員)

これからのアンケートの実施の中で検討してほしいということである。

(D委員)

図書館サービスの利用状況に関して、指標として「入館者数」は大事であるが、個人貸出の「実人数」、実際どれだけの人が借りているかということもわかると、どうやって借りてくれる人を増やすのかという取り組みにつながるのではないか。

水戸市で計画を作つており、その数字を出してもらったが、水戸市の人口に対し、10%も借りている人がいないということが分かっている。いかに借りてくれる人、図書館に来てもらう

という政策を打ち出すのが大事かということが分かった。

(A委員)

水戸市から見て、県の評価として特に県立図書館、市町村立図書館へのサービスというところも役割としてある。

「県域全体のサービス」、「市町村立図書館等への支援」という指標について、市町村立図書館から見てどうか。

(D委員)

水戸市は相互貸借はしていない。研修や、困ったことの相談等、いろいろ県立図書館に聞いている。満足している。

(A委員)

県立図書館には行くけど市立図書館には行かない、あるいは、市立図書館には行くけど、県立図書館には行かない等、ある意味でリアルなお客の取り合いはなかなか難しい。

細かいところであるが、図書館サービスの利用状況の県民参加型の講座、イベント等の定員に対する参加割合の指標の目標値の考え方のところで、「5年度実績の毎年3%増を図る」とあるが、指標の数値目標が3%増になっていないので、間違っているのではないか。

(事務局)

調整する。

(A委員)

アンケート調査による満足度の指標について、「85」という数値目標は、決して狙えない図書館ではない。とりあえず「80」を目指して、いずれは「85」へということかと思う。

半角と全角についての記載の仕方であるが、半角と全角だと違う記号として捉えてしまうことになるので、揃えた方が良いと思う。

また、指標項目の中で、茨城コレクションの充実とそれを用いたサービス（郷土資料）の部分の「レファレンスデータベース郷土関係入力件数」と、課題解決支援・利用者の情報活用能力の向上の部分の「レファレンス事例の国立国会図書館データベースへのアップ件数」にある「レファレンスデータベース」とは同じものか。

(事務局)

同じものの数字である。レファレンス協同データベースにアップした件数と、その中の郷土資料に関するものを抜き出した件数である。

(A委員)

名称は正確にしたほうがよい。「レファレンス協同データベース」と記載したほうがよい。

また、評価指標として公に見せるものなので、アップ件数よりは登録件数と表記した方が無難である。

個人的なことであるが、数年前からレファレンス協同データベースの未解決事例データを全

部おとしてきて、学生と一緒に分析した論文がもうすぐ「情報メディア研究」に掲載される。是非見ていただきたい。雑誌掲載にご協力いただきありがとうございました。

最初にB委員やD委員が話したことと似たような話であるが、今回はこの指標に表れなくても、県立図書館の身体検査として、今後「貸出人数」を、水戸市以外のどれだけの人達が図書館を利用しているのかを気にしてほしいと思う。これまで、県立図書館を利用する人は、基本的には対面の人がメインであったが、今後はネットを使って、県立図書館にリーチするということもあるし、遠隔地の人は、市町村立図書館を通じてのサービスは問題なく利用できる。

来館者で満足度を調査すると、来館してくれる人の満足度を確かめることになるが、来館してくれない人の方が圧倒的多数である。

水戸市立図書館の10%は、一般的に見れば普通の数字だが、県全体にすると、10%はいかない。

県立図書館があることを知っている人は多いが、つくば市在住の者からすると、水戸は遠い世界になってしまふ。将来のために、「貸出人数」をデータとしては意識しておいてほしい。

アンケートの満足度だが、強いところと弱いところがあった気がした。全体として80を少し下回るが、個別の項目では、すごく評価をうけているところと、ちょっと低いところと、強味弱味があったかと思う。

障害のある方々へのサービスについては、2019年に読書バリアフリー法ができていて、指標として力を入れてくれているのはとても良い。

オンライン対面朗読実施回数については、1対1でも著作権がかかってくる。どういう資料を使うか、個別に許諾をとる等要望を聞いて検討してほしい。

(G委員)

指標の中で、障害のある方や高齢者へのサービスの中の「対面朗読実施回数」については、2人から1人に減ったということだが、令和4年度は20回の目標値が実績値24回で120%達成となっていた。それだけ要望があるなら、朗読する人を増やして目標値を上げるというのはどうか。

(事務局)

令和4年度は、対面朗読を希望する障害者が2人いたが、令和5年度には対面朗読希望者が1人となった。朗読をしてくれるボランティアが減ったわけではない。

(事務局)

対面朗読の対象者について、どのような人を対象者とするのか、図書館あまりPRしていない。一般の人には分かりづらくて、オンライン対面朗読等、どのような人が対象となるのか、その部分をPRしていく必要があると考えている。周知ていき、対象者の掘り起こしをしていく必要があると館内で話をしている。

(A委員)

対面朗読というのもよいが、今、いろいろなオーディオブックが出てきており、結構新しいオーディアブックも愛用している。それでもいいのかなと思う。

対面だと職員等の時間をつかってしまう。朗読を希望する人が、人に読んでもらうのと、音を聞くのであれば、音を聞くのでも良いと言うかもしれない。朗読者が本当に本職なら、そちらに切り替えていけば、需要の掘り起こしになるのではないか。なるべくコストを全体的に上げない形でのサービス、そういうことも考えていけば良いのではないか。

図書館評価指標について、3年間の診断のため、ここまで検討してきたが、他に意見はあるか。

(C委員)

図書館の利用に障害のある方へのサービスの部分で、「アクセシブルな資料の所蔵数」「貸出数」について同じような数が並んでいる。確認をしてほしい。

大活字本は、書架にたくさん入っている。詰めすぎでとれない。

劣化したビデオテープは、たくさんの書架を占有しており、あの棚をければ、大活字本がもう少し入るのではないかと考える。そうすれば大活字の需要が増えるのではないかと考える。

(A委員)

「アクセシブルな資料の所蔵数」「貸出数」について、毎年ほぼ同じのようである。数字に間違いはないか。

(事務局)

すぐには言えないので、確認する。

(A委員)

大活字本を高齢者が借りることはあると思う。

今、いろいろな図書館でりんごの本棚が表に出してあり、蔵書の数が増えている。間違いなく読書バリアフリーのおかげと思うが、それだけがソリューションではない。

水戸中央図書館では、これらの本の所蔵や貸出しは？

(D委員)

大活字本は、所蔵5,000冊程度。貸出は1万冊程度である。

(A委員)

もっと認知度が増えれば、数字は増えるかもしれない。

これから3年間の指標について、肃々と作成の参考にしてほしい。

事務局から次回の協議会について、説明はあるか。

(事務局)

第3回協議会については、2月を予定している。

先程の運営方針について報告したいと考えている。それ以外で議題のテーマ案があればご連絡いただきたい。

(A委員)

次回の協議会の議題テーマについて提案はあるか。もし、あれば事務局へ連絡してほしい。システム更新についてであるが、その時に何か、延滞ルール以外に変えることはあるか。例えば貸出の条件とか。

(事務局)

今回は特にそこまでの変更はない。ただし、蔵書検索が新しくなり、カーリルを入れるという話を聞いている。

(事務局)

これまで県内市町村を含めた独自の横断検索であったが、今回カーリルが提供している横断検索のAPIを使って県内の図書館情報ネットワーク横断検索の仕組みに取り入れることになった。

(A委員)

今までそれぞれのOPACに検索を行っていたのか。それなりに検索に時間がかかったことと思う。

(事務局)

今までの横断検索システムより検索の時間が早くなる。ホームページ自体も、簡易に作れるものを導入する予定。

館内の職員が簡単に自分でもできるシステムにしたいと考えている。

イベントのアップが簡便になっていくのではないかと思う。

今までより見やすいホームページになるのではないか。

青森県立図書館のホームページを参考にして入れようと考えている。

見やすく、分かりやすくなる予定。

(A委員)

週刊少年ジャンプのWeb上のサービスで少年ジャンププラスというものがある。少年ジャンププラスで生まれた連載作品もある。『SPY×FAMILY』『ダンダダン』『怪獣8号』等。

編集長は2人で、1人従来の形、1人は、デジタル対応の戦略のため。

まだまだ日本では話を聞いて20年。図書館で考えてもよい時期に来ているのではないか。

できることから少しずつシフトしていくべきではないか。

それでは、本日の協議はこの辺で終わりにしたい。

(4) その他

- ・読書バリアフリー法に係る取組状況について（生涯学習課説明）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」は2019年6月施行された。

視覚障害者等（=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することに

より、障害の有無にかかわらず全ての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とするものである。

そして、以下の法第七条と第八条に基づき、地方公共団体は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされている。

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画を定めなければならない。

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

現状として、本県では、まだ計画は定めていない状況である。今後、情報収集等を行い、意見を聴取しながら検討し、取りまとめをし、発信していきたいと考えている。

(A委員)

茨城県の基本計画はまだということか。

(生涯学習課)

現在調整中である。

(A委員)

昨年、市川沙央さんの芥川賞受賞を契機に出版5団体が読書バリアフリーに関する共同声明を出した。2019年に法律は出来ていたが、官民一体となって動き出したと言えるだろう。

- ・次回の協議題、その他事務連絡について説明

(5) 閉会